

## 交渉議事概要（令和 2 年 3 月 12 日）

広島労働局長（当局）は、令和 2 年 3 月 12 日（木）、全労働広島支部執行委員長（全労働広島支部）と職員の勤務条件に係る交渉を行った。

この交渉の概要は、以下のとおりである。

### 全労働

#### 1 労働条件等の改善について

厳しい定員削減が強行され、効率的で質の高い行政サービスの提供が困難になるとともに、過重な業務負担から心身の健康を害する職員が増加するなど、職場の労働条件に深刻な影響が出ている。

職場体制の確立を図るとともに、誰もが安心して働き続けられるために、業務簡素・合理化やメンタルヘルス対策等の充実など、具体的な改善を求める。

#### 2 誰もがいきいきと働くための労働条件改善等について

労働行政に対する国民、労働者の期待がますます高まっている中、誰もがいきいきと働き続けるためには、両立支援制度及び母性保護制度の拡充、男女の平等・差別是正、健康確保の拡充、あらゆるハラスメント・差別の防止が不可欠なため、労働条件及び職場環境の改善を求める。

#### 3 非常勤職員の処遇改善について

第一線の業務を担う非常勤職員は、行政の円滑な運営に必要不可欠な存在であることから、雇用の安定と、賃金・諸手当・勤務時間等について、更なる処遇改善を求める。

### 当局

#### 1 労働条件等の改善について

国家公務員を取り巻く状況が非常に厳しい中、労働行政として「働き方改革」や「就職氷河期世代支援」等を進めていく必要があり、職場環境の改善のため、業務の重点化をはじめとした抜本的な簡素・合理化、業務効率化の推進が重要と考えている。

このため、再任用職員や非常勤職員を効率的に配置し、職場体制を確立す

るとともに、超過勤務縮減対策やメンタルヘルス研修等にも積極的に取り組むことにより、今後とも実効ある業務の重点化、簡素・合理化、効率化が図られるよう、労働条件等の改善に努めたい。

## 2 誰もがいきいきと働くための労働条件改善等について

誰もが仕事と家庭を両立しながら働き続けることができる働きやすい職場を作ることは、極めて重要なことと認識している。

このため、男女共同参画社会の実現と女性が能力を十分発揮できる職場にするため、様々な取組を進めたい。

また、母性保護制度及び健康確保の拡充も重要課題と考えており、産前・産後休暇、男性職員の育児参加休暇、及び計画的な年次有給休暇の取得促進や、メンタルヘルス対策などの各種対策を講じたい。併せて、あらゆるハラスメント・差別の防止については、今後においても管理者等に対する研修を充実させることにより一層の啓発を図るとともに、実効ある苦情・相談体制の整備に努めたい。

## 3 非常勤職員の処遇改善について

非常勤職員は、労働行政の円滑な業務運営を推進していく上で重要な役割を担っていると認識している。

このため、雇用の安定及び賃金・諸手当・勤務時間等労働条件については、業務内容に見合った処遇が必要であり、職務に対する士気にも関わるものと考えている。また、効率的で質の高い行政サービスを提供するためにも、更なる改善について関係機関に引続き要請したい。

以上